

[事案 22-168] 契約無効確認請求

・平成 23 年 7 月 27 日 裁定打切り

<事案の概要>

計 6 件の保険について、保険契約の申込みをした覚えがない、または、解約や減額を申し込んだ覚えがないとして、契約の無効、既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 2 年、同 5 年、同 7 年を契約日とする計 6 本の保険（申立契約①～⑥）が存在するが、いずれの契約について、下記のとおり、募集人の不適切な募集行為、取扱いがあったので、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 申立契約①（契約者=申立人、被保険者=申立人の妻、がん保険）、同②（契約者・被保険者=申立人、がん保険）、同③（同、医療保険）、同④（同、終身保険）について、被保険者及び契約者は申込書等に署名した覚えがない。
- (2) 同⑤（契約者・被保険者=申立人、変額保険<終身型>）については、契約はしたが無断で特約を解約され、主契約を減額させられた。
- (3) 同⑥（契約者・被保険者=申立人、医療保険）については、契約はしたが勝手に解約させられた。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求には応じられない。

1. 不同意契約の主張について

- (1) 申込書の署名は、募集人が申立人の依頼（同意）に基づき、いわゆる署名代理したものであって、有効である。仮に本人に申込意思がなければ、その後、15 年以上にわたり保険料が支払われ続けているはずがない。
- (2) 申立契約①の被保険者は申立人の妻であり、申込書の署名は募集人が代筆したが、遅くとも平成 7 年 5 月には、申立人の妻は被保険者になることを追認していることは明らかである。すなわち、同 7 年 5 月、募集人は妻から、①を含む申立契約について保障内容の説明を求められた際、①の被保険者が妻であることを説明し、妻の依頼に基づき、①の保険証券の再発行を行った。

2. 不同意解約・減額の主張について

平成 7 年 4 月、申立人より仕事上の都合で他社と契約しなければならなくなったので既契約の保険料を減額したい旨の申し入れに基づき、いずれも、申立人本人の意思により特約の解約や減額がなされたものであり、有効である。

3. 不同意契約、不同意解約・減額の主張について

申立契約は、いずれも平成 2 年から 7 年にかけて成立している契約であり、同 7 年 5 月以外には契約の異動はなく、それから 15 年以上が経過した現在まで保険料が支払われ続けている。仮に申込意思がなければ、15 年以上にわたって保険料を支払い続けること等ありえない。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、申立人および相手方会社から提出された書面等の内容に基づき審理したが、本件は、被保険者の同意の有無や、募集人が申立人の依頼に基づき申込書等の署名を代筆したか否かが争点であると考えられる。

しかし、これを判定するには当事者の供述及び鑑定等に基づいて判断しなければならないが、契約から既に15～20年以上経過しており、当審査会には当事者の反対尋問や鑑定等の手続もなく、事実関係を明らかにすることは困難であることから、裁判所における訴訟手続によることが適切であり、厳密な証拠調手続をもたない当審査会において裁定を行うには適当でないと判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第32条1項（4）により、裁定手続を打ち切ることとした。